第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１　［略］
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㉓
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
②【臨時報告書】
①の書類の提出後、本半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
ａ　［略］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　略］
ｆ　半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　第一部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。
［(a)・(b)　略］
(c)　有価証券報告書に財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
①　財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
［削る。］

ｈ　［略］
ｉ　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　事業等のリスク」及び「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

第二部　［同左］
第１　［同左］
１　［同左］
２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
②　［同左］
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出
③　［同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
［ｃ～ｅ　同左］
ｆ　四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
ｇ　［同左］

［(a)・(b)　同左］
(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載すること。
②　財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
ｈ　この様式において、「四半期累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。
ｉ　［同左］
［加える。］